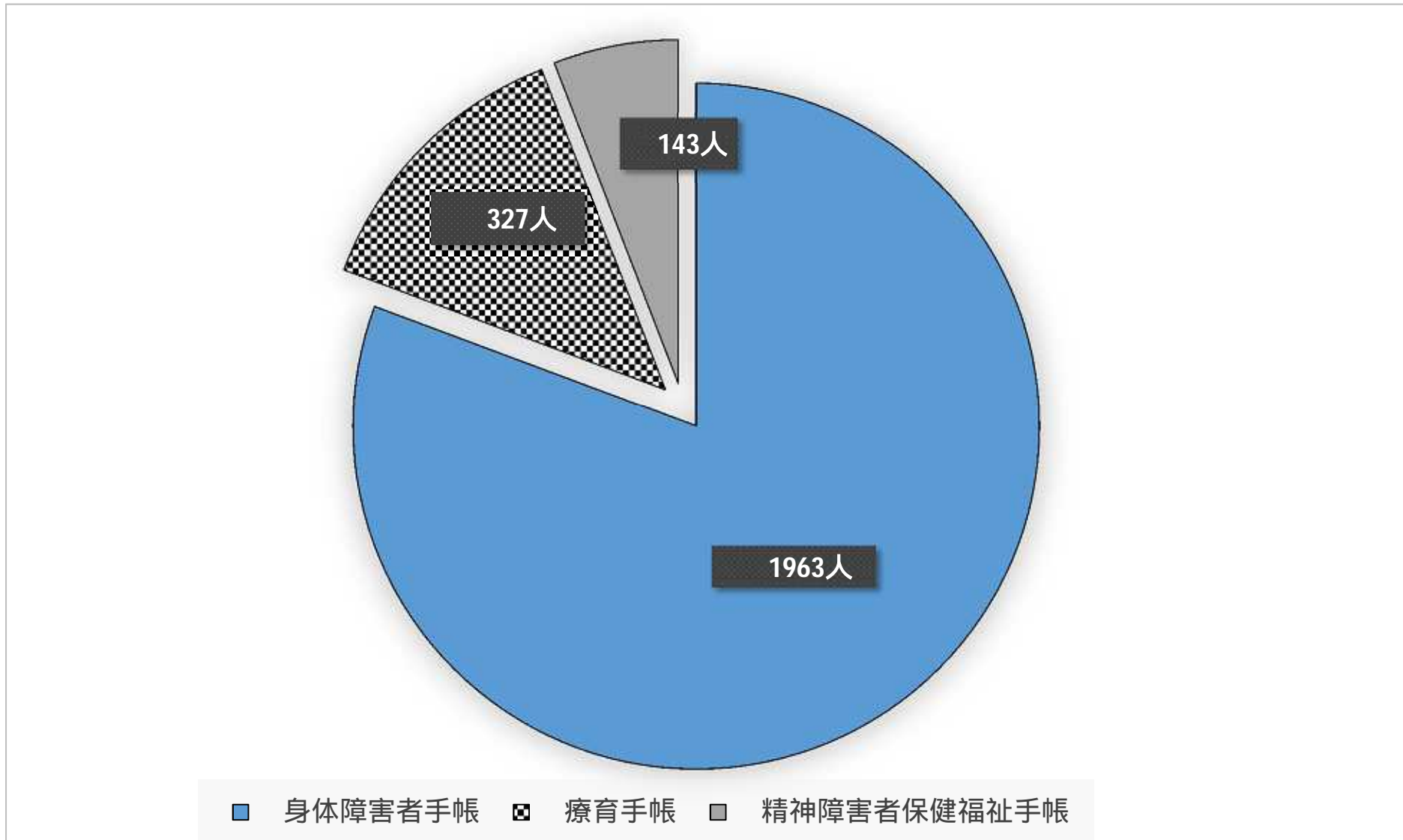


# 障害者の福祉

宍粟市健康福祉部高年・障害福祉課

## 障害者手帳所持者数 (H27.3.31時点)



## 身体障害者福祉法における聴覚障害者の程度等級

等級	聴覚障害
1 級	
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
3 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4 級	<p>両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの。（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）</p> <p>両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>
5 級	
6 級	<p>両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）</p> <p>1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</p>

## 聴覚障害の程度

聴力レベル	音の大きさ	聞き取れる音
0 dB ~ 30 dB	夜の静寂	ささやき声まで完全に聞き取れる
~ 50 dB	静かな室内	聞き取りにくかったり 聴き間違えることがある
~ 70 dB	電気洗濯機 にぎやかな街路	普通の声がやっと聞き取れる
~ 90 dB	電車の中	大声がようやく聞き取れる
~ 110 dB	地下鉄の車内	かなり大きな声ならなんとか感じる
110 dB以上	飛行機の爆音	耳は痛いですが音はわからない

手帳等級

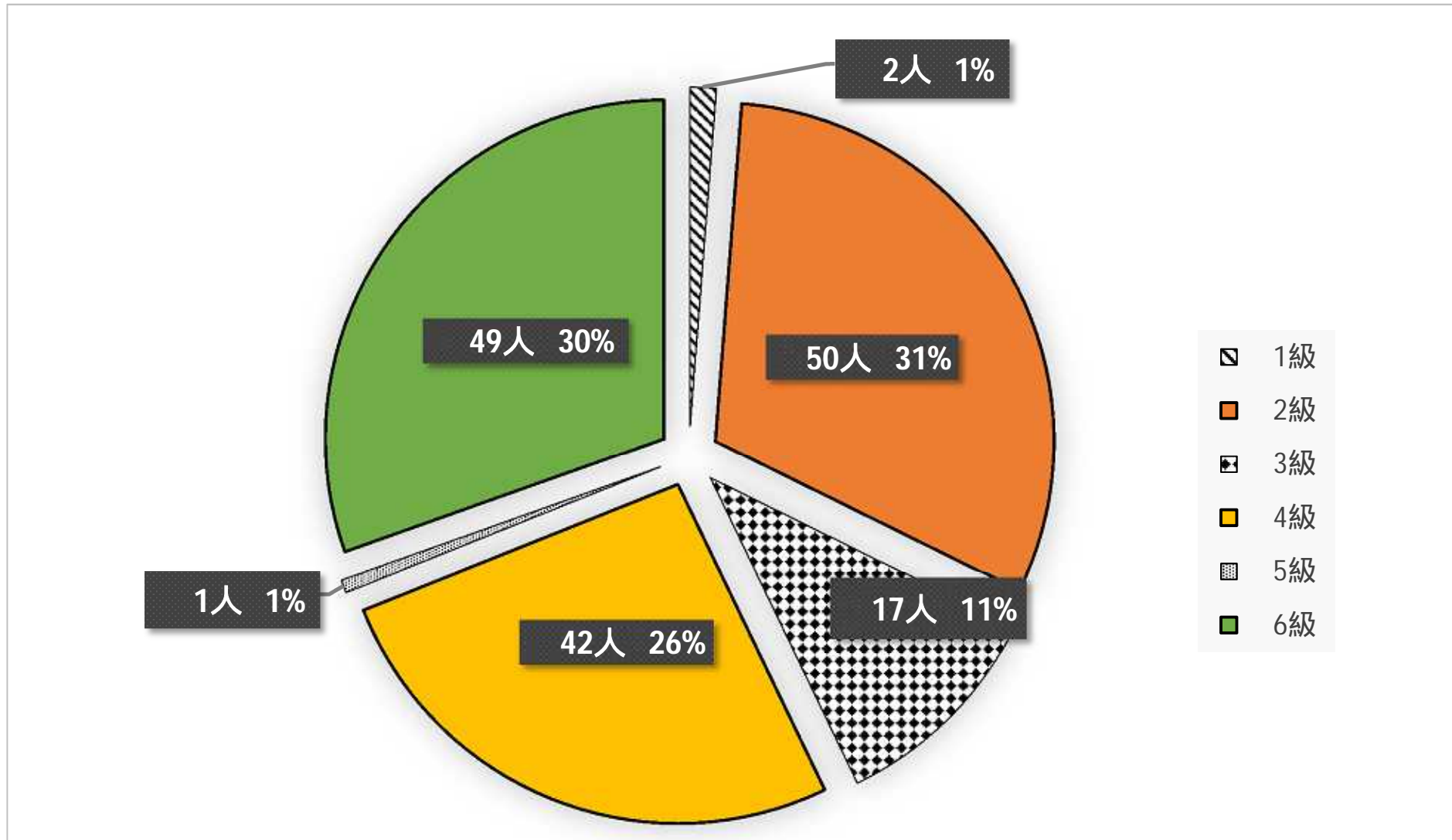
6級

4級

3級

2級

# 聴覚障害者の等級別区分 (H27.3.31時点)



# 宍粟市における聴覚障害者に対する施策 (行政サービス)

# 1 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

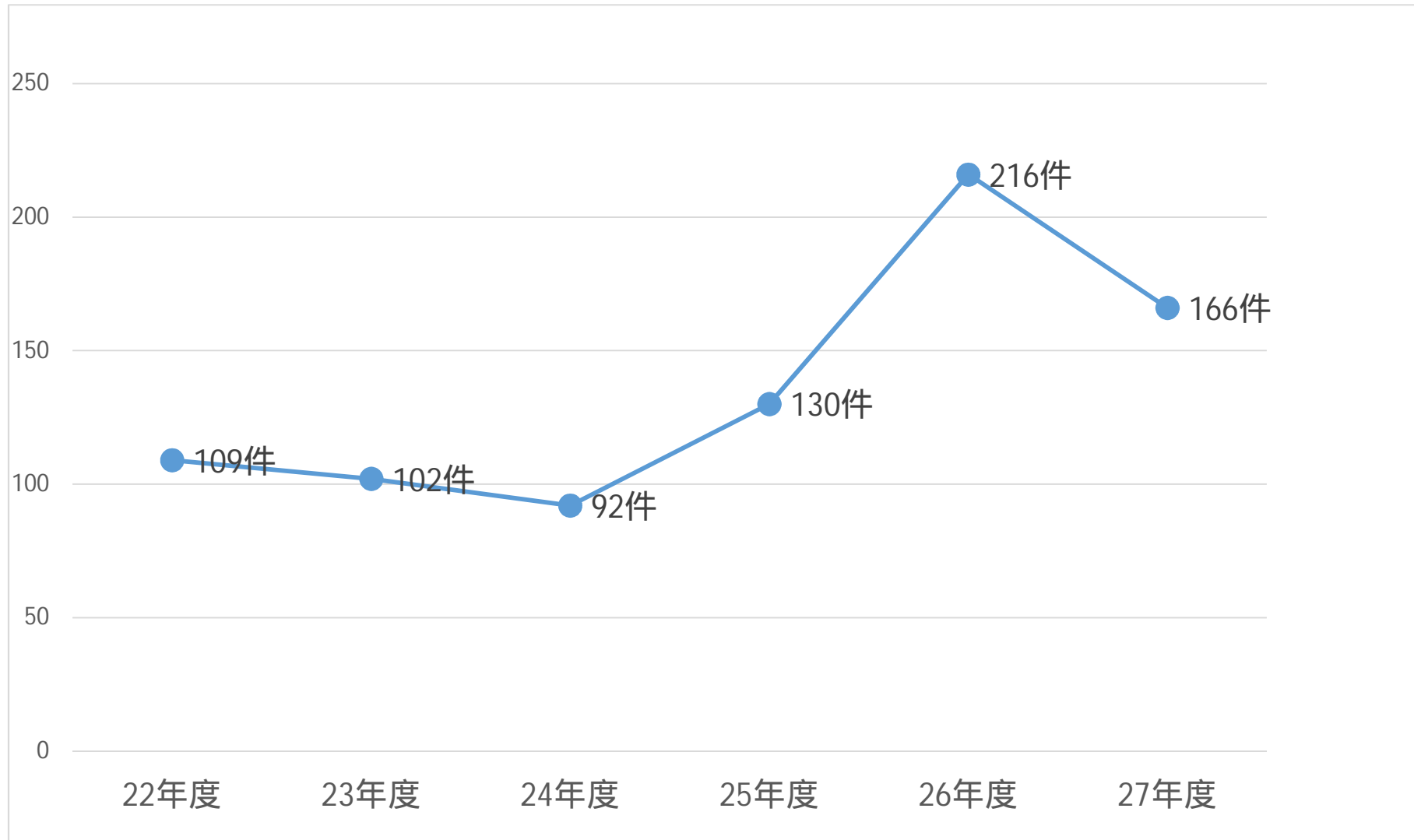
## 内容

聴覚に障がいのある方や聴覚に障がいのある方と意思疎通を図る必要のある方、団体等が意思疎通を必要とする場合、登録意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を派遣

## 派遣対象事由

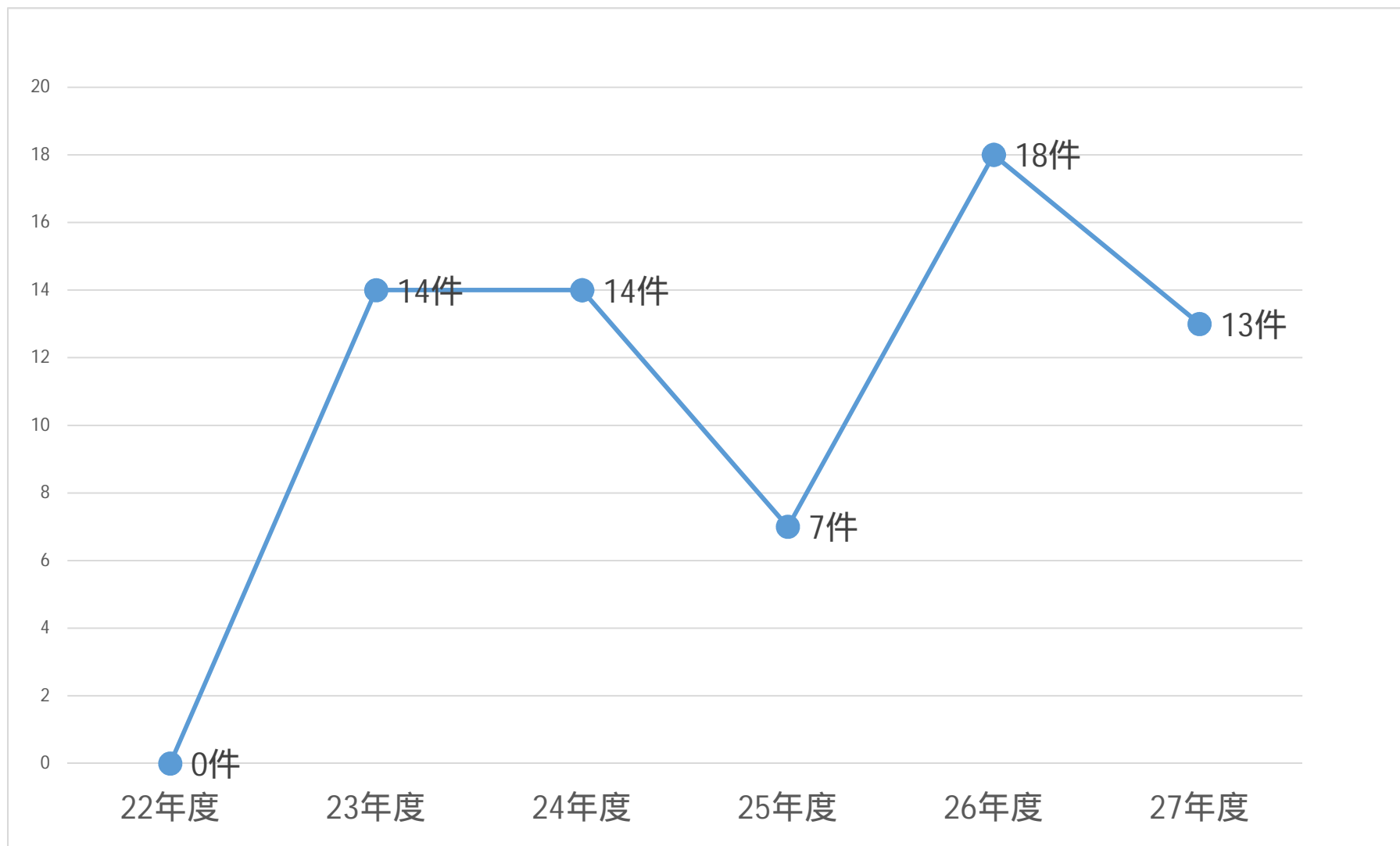
日常生活に必要と認められる場合に派遣  
派遣例）病院受診、学校行事への参加、冠婚葬祭、自治会行事  
市の公式行事、講演会、交通事故対応等

## 手話通訳者の派遣件数の推移

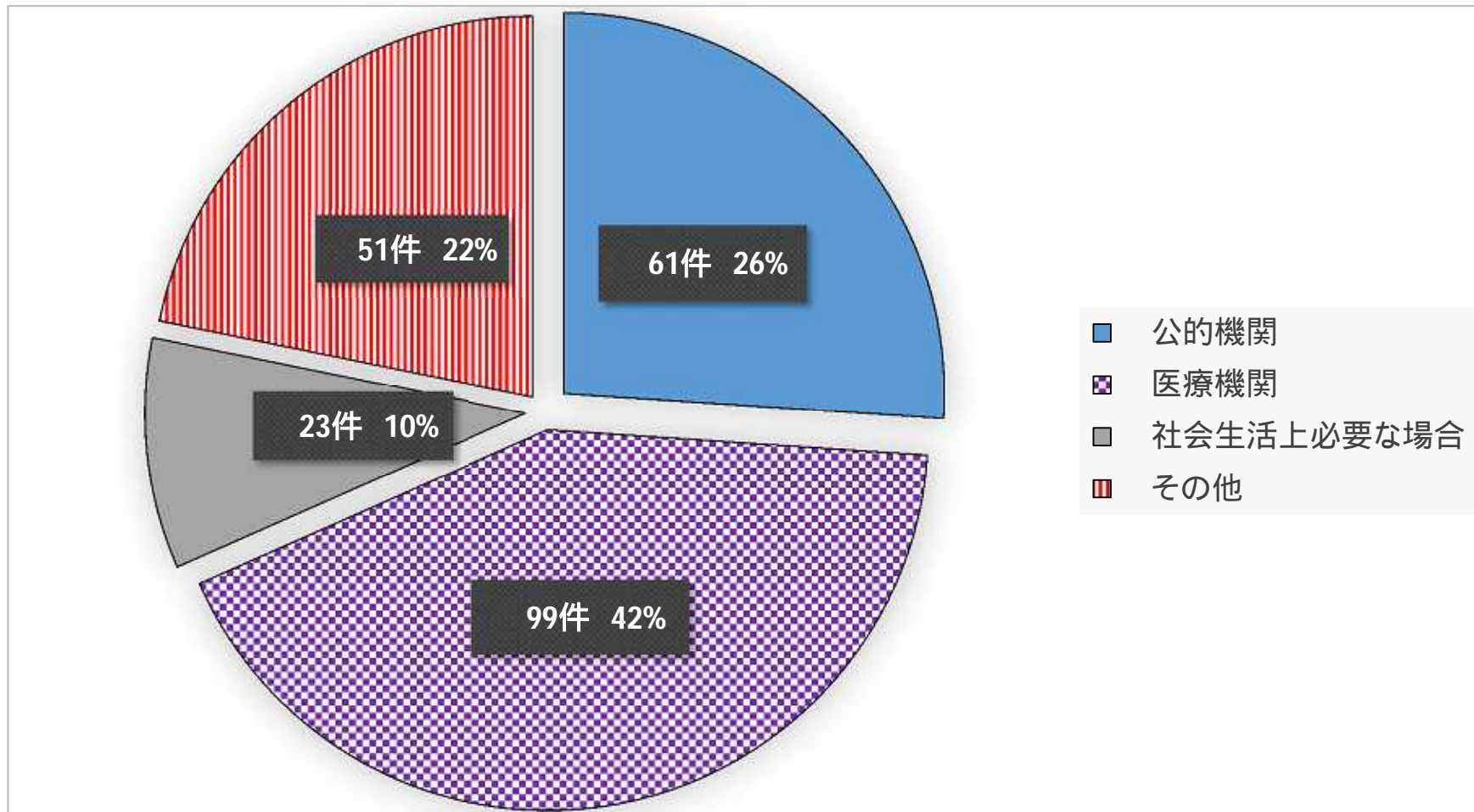




## 要約筆記者の派遣件数の推移



## 派遣の内容（平成26年度実績）



## 登録意思疎通支援者の状況

### 登録意思疎通支援者

- ・ 手話通訳者 18名（15名）
- ・ 要約筆記者 8名（8名）

（ ）内は奉仕員の登録者数

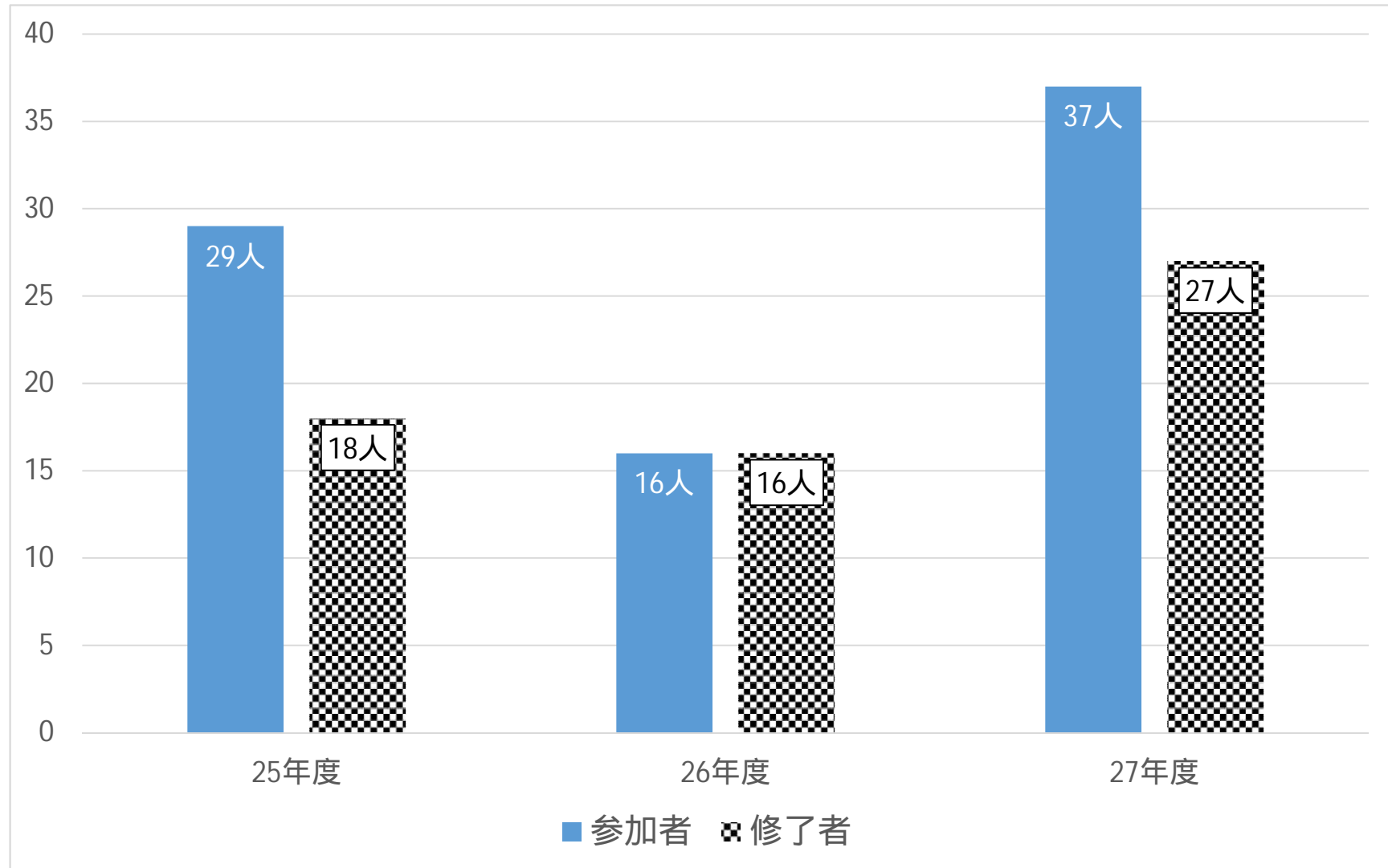
連絡会の開催 年に数回実施

けいわん検診 公費受診

### 課題

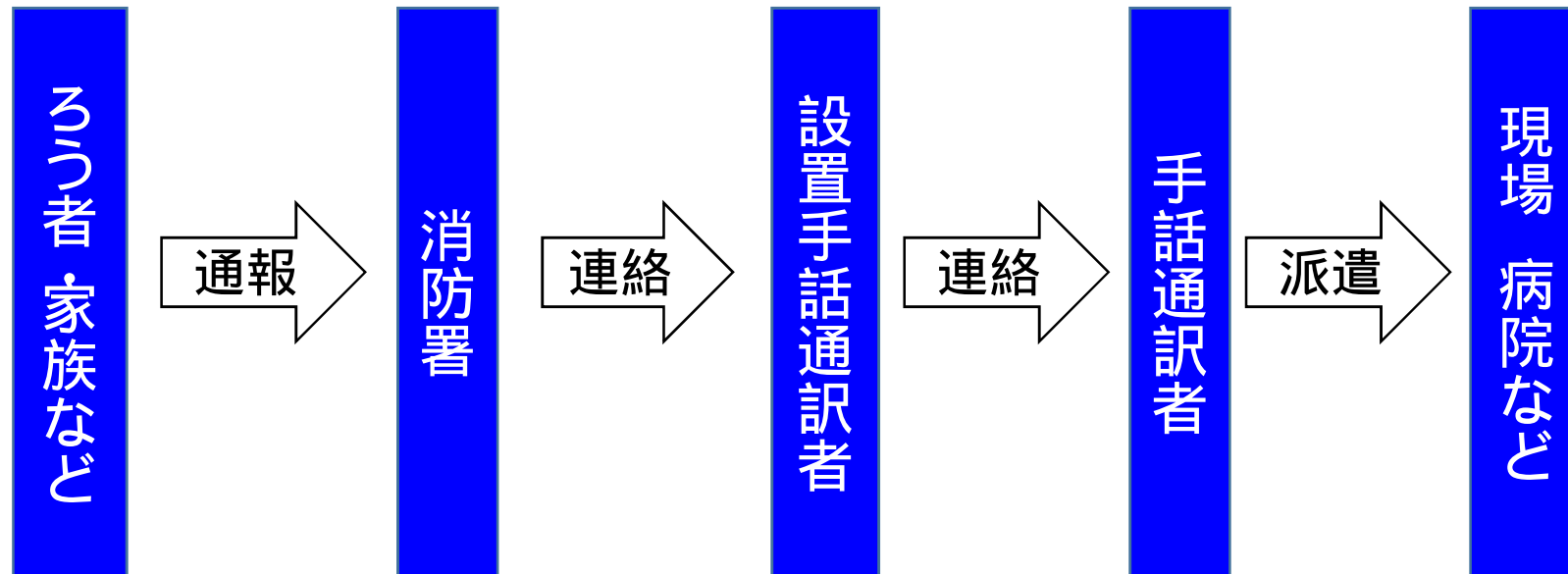
- ・ 有資格者の育成
- ・ 登録の方法

# 手話奉仕員養成講座



# あんしんFAX119

- ・緊急時における119番通報の際、事前に消防署に登録することにより、救急車の要請や手話通訳者の派遣等について対応



## 2 補装具交付事業

### 内容

身体の失われた部分や思うように動かせない機能を補うために用いる用具の交付又は修理を行う事業

聴覚障害者に対する補装具

補聴器の交付・修理

### 3 日常生活用具給付等事業

#### 内容

在宅で重度の障がいのある方に対して、日常生活を容易にするための用具を給付又は貸与する事業

#### 主な給付品目

聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置（FAX）、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用体外部装置

## 4 軽・中度難聴児補聴器購入費助成事業

### 内容

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外になっている  
軽・中難聴児の補聴器購入費助成

聴覚レベル：両耳とも30dB～70dB未満

対象年齢：18歳に達する日以降の最初の3月31日まで  
(所得制限あり)

### 助成上限額

補聴器等購入費の額に3分の2を乗じて得た額(上限あり)

助成上限額	補聴器の種類
40,000円/台	ポケット型、耳かけ方、耳穴方、骨導式ポケット型
100,000円/台	骨導式眼鏡型、耳穴方(特注品)、FM補聴システム
イヤモールド(6千円/個)、耳穴方シェル(18千円/個)のみの購入費も助成対象	